

平成 25 年第 2 回定例会（6 月）一般質問

（3）特別職を対象にした倫理規定の制定について

○ 議員 宮下裕美子 特別職を対象にした倫理規定の制定についてお伺いします。「前教育長退職金問題」については、今年3月の予算特別委員会での答弁で、前副町長の勘違いによる答弁であったことが発覚しました。これに対して町長が3月定例会本会議最終日開会前に謝罪、広報4月号では謝罪文を掲載して、何か一区切り着いたような雰囲気になっていますが、私はこの状況に全く納得できていません。この問題には行政根幹にかかわる重大な問題が含まれているからです。「前教育長退職金問題」における重大な問題点とは、1点目として法令に基づいて事務を進めなければならない行政において、法令を十分に理解しないまま事務を進めてきた行政の基本姿勢の欠如。2点目として事務を統括する立場の前副町長が勘違いして3年に渡って確認を怠り、間違っただ説明を議会引いては町民に行ってきた事務の不作为。3点目として3年間、職員はその間違いに気づいていたものの、それを上司が取り合わなかったという不可バランスの欠如、4点目として町長はこの件に関する全てを前副町長任せにして、自らの自己責任を果たしていない管理責任の欠如。これらの他に、全てのことが発覚したときにはすでに前副町長が退任した後であったということも問題の1つであると考えます。もし同様の不祥事を一般職や管理職が起こしたなら、地方公務員法月形町職員の公正な職務の執行の確保に関する条例、月形町職員倫理規則等の規範や職員懲戒処分等に関する基準等に鑑みて問題点の洗い出しと対策、そして処分が下されます。しかし副町長は特別職であり、これらの法や条例等の対象外です。明確な倫理規範がないため残念ながら問題点も処分も曖昧になっているのではないかと考えます。本来、組織を束ね代表する特別職であれば、一般職員より高レベルの行動規範・倫理規範が求められ実行されるべきですが、その裏付けとなり指針を示す明確な倫理規定がないのが月形町の現状です。そこで特別職を対象にした倫理規範をもつ自治体がないか調査しました。いくつもの自治体でそのようなものがあるが、多くは議員を除く特別職を対象にした倫理規範を持っていました。例えば高知市における高知市特別職の職員の倫理に関する条例では、市長及び特別職職員の倫理原則が明確に記されています。以上まとめ質問しますが、不祥事が続く状況において職場の規範確保とこれからの行政運営を見据えたとき、特別職を対象にした倫理規定の制定が必要ではないかと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 先ほど前教育長退職金における答弁ということで、反省を含めて私が議会で答弁する内容については、全職員にチェックしてもらおうということで、先ほどの質問の中で答えたところです。今後、議会における答弁の過ちというのは、いち早く修正する方向で動けるものと感じていたところであります。町長というのは町組織を総括代表する立場であり、その行動は自ら律するべきと考えております。また、町長は倫理に関し政治資金規正法、公職選挙法公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律などの公職にある者として適用される法律、その他の関係法令を遵守しなければならないことは、常識となっているところです。また、自らの行動が不相当と思われる場合は、住民投票による解職制度があります。議会には町の不信任の議決をする権限が与えられております。法的にもこのような環境になっているため、倫理規定を制定しなくても十分に規範確保につながるものと考えております。従って特別職の倫理規定が必要であると言われることのないように自ら襟を正して行きたいと考えていたところであります。先ほど宮下議員の質問主旨の中に、特別職の倫理規定・処罰規定を新たに設けると言っているのか、それについては、ちょっと判断がつかない状況がありましたので、このような答弁とさせていただきます。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 ただ今、町長から特別職の倫理規定は必要ないということでしたが、特別職の中でも議員は執行権がありませんし、選挙も含めて全く別の組織ですから、公職選挙法の中の特別職という分類でも議員は基本的に外されるべきものであると思います。町執行側の特別職は町長をはじめ副町長、企業団長など色々ありますが、その内首長に対して先ほど町長が言われた公職選挙法公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律や政治倫理規定、資産公開などありますが、これらは倫理規範ではなく禁止事項が述べられているものです。これをやってはいけません。こういう報告をなささいというかたちのものはありますが、倫理規範となるものではありません。先ほど紹介させていただいた高知市特別職の職員の倫理に関する条例には、事例として第3条・第4条がありますので、少し読ませていただきます。「第3条 市長は、次条に規定する倫理原則のほか、政治資金規正法、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律等の公職にある者に対して適用される法律その他の関係法令を遵守しなければならない。第4条でここは地方公務員法第3条第3項に規定する特別職職員・議会の議員を除くもの。という括りの中で、「その特別職の職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行

に当たらなければならない。特別職の職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。」と5項目あり、特別職のこうすべきという規範が書かれています。先ほどすでにある首長に対する選挙がらみの法律とは全く別の規範を示しているものなので、このようなものがあつた方がいいのではないかと考えます。高知市の場合は、議員以外の特別職はひとくくりにしていますが、他の自治体では首長だけ外して副町長以下特別職の職員の分類でまた規定しているものもあります。副町長などは選挙に掛けられていないので、その部分の附則を補うかたちで倫理規定が設けられております。そのようなこともありますので、そういう内容の倫理規定が必要ではないかと考えます。先ほど町長はその点が違うのではないかということだったので、そのような規定であれば自ら律する規範となる指針としての条項は設けることができる。住民投票のリコール対象などはあるかもしれませんが、リコールまで及ぶ、あるいは問責決議と重大な事例の段階までいくかで、このようなかたちの倫理としてこのように進めていくかたちは示せるのではないかと思います。その点について町長の見解をお伺いいたします。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 通告に基づく質問書の中に、職員については、不祥事が起きたときには規範確保がきちんとされているけれど、特別職については、その規範がないということでした。質問主旨にもいわゆる議会での発言責任として前副町長が退職後において責任を取っていないということと、今言われる倫理規範ということで、より特別職が一般職員よりも厳しい倫理規範を持たなければならないし、その規範を設けられてということは、一般質問通告による 般質問書にでてこないと考えております。この質問書の内容から処罰規定を一般職と同じような処分規定を設けられてと考えておりました。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 先ほど宮下議員からの質問の中の高知市については、職員と同じ倫理規定を特別職にも作るべきということでした。私としては職員を管理する身ですから、職員より高い倫理をもっていると感じております。職員と同じ倫理規定を特別職も設けるべきであるということで、私は必要ないだろう。それより何かあつたときには自ら職員を退き、それは議会に提案しています。町長については、公職選挙法でも公民権が停止されるときは、職員は退職しなくても町長は辞職しなければならない極めて厳しい法律的な縛りを私たち自身は持っているところですし、そのことは特別職になったときから持ち合わせていると考えていますので、今回の提案について早速、取り組んでまいりますという答弁はできかねます。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 町長は、特別職は職員以上の倫理観を持って職務に取り組んでいると言われましたが、最初の質問の前段で「前教育長退職金問題」の問題点を4つほど述べさせていただきました。これは明らかに一般職員であるなら処罰規定で十分に処罰されてしまうぐらいの規範違反、先ほど言った行政の基本姿勢が欠如。事務の不作為。監督者としての責任問題など様々なことがありましたが、そのようなことがあると思われるけれど、今のところ謝辞で終わりという事実があったので、これは特別職の倫理規範が一般職員より高く設定されていないという疑問が起きたので、今回このような質問にさせていただきました。ですから、そこの部分を規範はあると言われても、現実にこの問題は取り組み方でいかようにも現状では捉えられてしまう。基になる規範が今のところない。ただ、私は、通常、職員に課せられている倫理規範を当てはめても、これだけ重大な問題があると考えます。本来、自ら律するのであれば、それなりの処分もあって然るべきと考えたので、このような提案をさせていただきました。それから、前の質問時でも触れましたが特別職のくくりで、町長は選挙で就任したから公職選挙法の縛りなど色々ありますが、副町長以下特別職の中にも色々な方がいます。首長までを含めた倫理規範を作っている所もあれば首長以外のところで倫理規範を作っている副町長以下職員のところでやっている自治体もあります。そちらは先ほどの町長の答弁では不十分であると思いますので、そこについてもう一度、ご答弁いただきたいと思います。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 今、質問にどのように答えていいのか職員と相談したところですが、職員の倫理規定を越える私以外の特別職、副町長、教育長においても同じように意識としては職員を越える倫理規定をもっていかなければならないのは、特別職になったときから同じことでもあります。それを今、明文化しなければならぬかどうかを、ここで即答するというのは厳しいと考えています。これについて明文化しなくても特別職である限り、そのことをやっていかない限り町民の皆様からリコールすらでてくる状況になると考えております。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 答弁漏れがあります。「前教育長退職金問題」でいくつか指摘した事項があります。行政の不作為の部分などに対してきちんとやっているということであっても、私はやっていないと感じる。そういう問題点があるのではないかと。それについて答弁がなかったので、それをどのように判断しているのか。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 先ほど申し上げたとおり、副町長の議会における誤った答弁そしてそれを職員がしっかり分かっていながら注意を怠った責任、それら組織的な問題は、重要問題として今後、このようなことが発生してはいけないということで、議事録については全職員が縦覧して、課の中でしっかりもんでもらい、それを私が課長・課長補佐と面談しながら一緒にチェックしていくことを、今後の対策としてやっていきたいという答弁をさせていただきました。それが過去における状況の私が今後不正を防ぐための対策として先ほども言わせていただきました。管理責任ということで考えたとき、議会でのお詫びそれから広報掲載での町民の皆様に対するお詫びが、私が管理責任として、しなければならないことであると考えました。これをして私がこれ以上の責任という減俸となると思いますが、この事件は減俸に値するものでなく、今後の組織の中でこういう事犯が発生しないためにやっていく仕組みづくりが重要であると考えております。

○ 議長 笹木 英二 宮下裕美子君

○ 議員 宮下裕美子 今、町長が答弁され、4点質問したことに対する管理責任だけが自分であると言っていますが、今は担当した副町長は退任されている現状で、これら全てを含めた役場全体の責任が実は町長に掛かってきている認識が私には感じられなかった。本来、一般職員が同じことをやったら先ほど言った町処罰規定や倫理規範に反して、重い処分が科せられる事例になるはずですが、私はその委員ではないから断言できないけれど、かなり重い処分になると予想されますが、そうなることを副町長がされてそれを管理する町長がいて、前副町長はすでに退任してしまった現在、それがオープンになった。そのときにどのような責任を取るかによって、先ほど言った役場庁舎内全体の規範、倫理観、職員がやったときは処罰規定があって重い処分を受けるけれど、特別職だったら辞めてしまえばその人の責任はないし、管理責任を取る人は自分の管理責任のところだけ取って終わりということでは、役場全体としての統治機構が働かないのではないかと。だからこそ倫理規定などで縛ることも必要であると思うけれど、それが不必要と言うなら、この事件・問題の単体として考えたとき、何らかの対応がもう少し必要ではないかと考えたので、今回質問させていただきました。それでも町長が必要ないと言うなら、もう最後の質問ですし、そこまでと思いますが、組織を運営する中で町長が先ほど言われた職員より一段高い倫理規範を持って進めなければ、組織は動かない。そのように進めていると言うなら、行政は法に基づいて業務を行うのが最大基本なのに、決まりの確認を怠って間違った説明をずっとしてきたということは、その部分だけの金銭的な出入りはないけれど、今回に関わる大きな問題ではないかということで提案させていただきました。そこを担当していた者がす

でいなくて、その上司となる町長はどのように処理するのかという質問ですが、それを踏まえてお答えいただきたい。

○ 議長 笹木 英二 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 そういうことを踏まえて、まず再発しないことということを、先ほどから何度も申し上げています。今後における議会議事録については、全職員によるチェックをしていくということで、まず再発しないことであると考えています。副町長の発言責任については、これらが職員の懲罰に照らし合わせたとき、減俸まで値しないという判断で、議会でのお詫びそして広報でのお詫びというかたちでしたものであります。もう一度、これを職員がやったときには、これらも減俸に値するという判断があるなら、今の私の判断は間違っていますので、その部分については、もう一度、職員の処分規範をしっかりと見極めた上で、判断していきたいと思えます。